

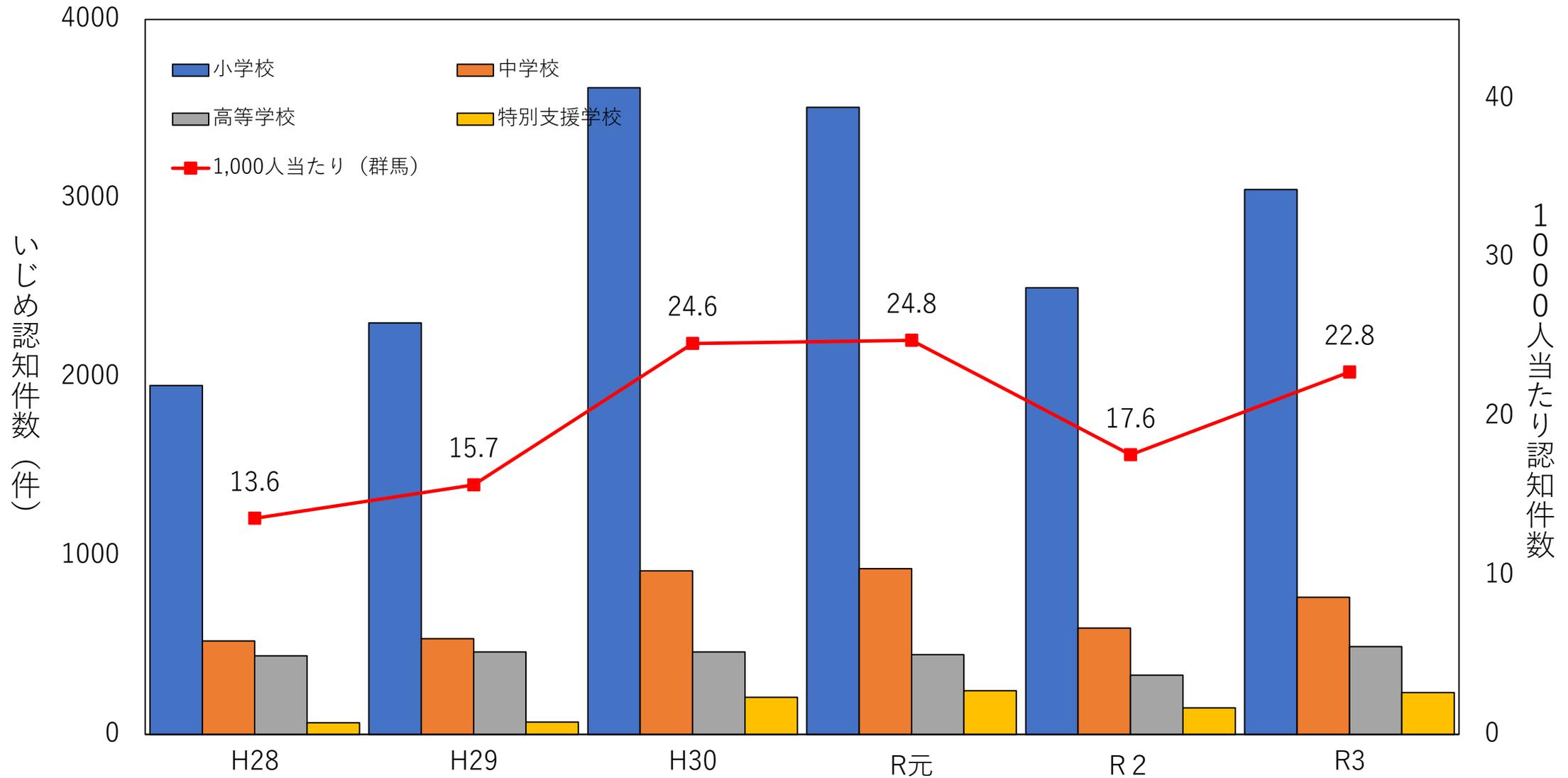
令和5年度 生徒指導対策協議会

# 生徒指導上の重点について



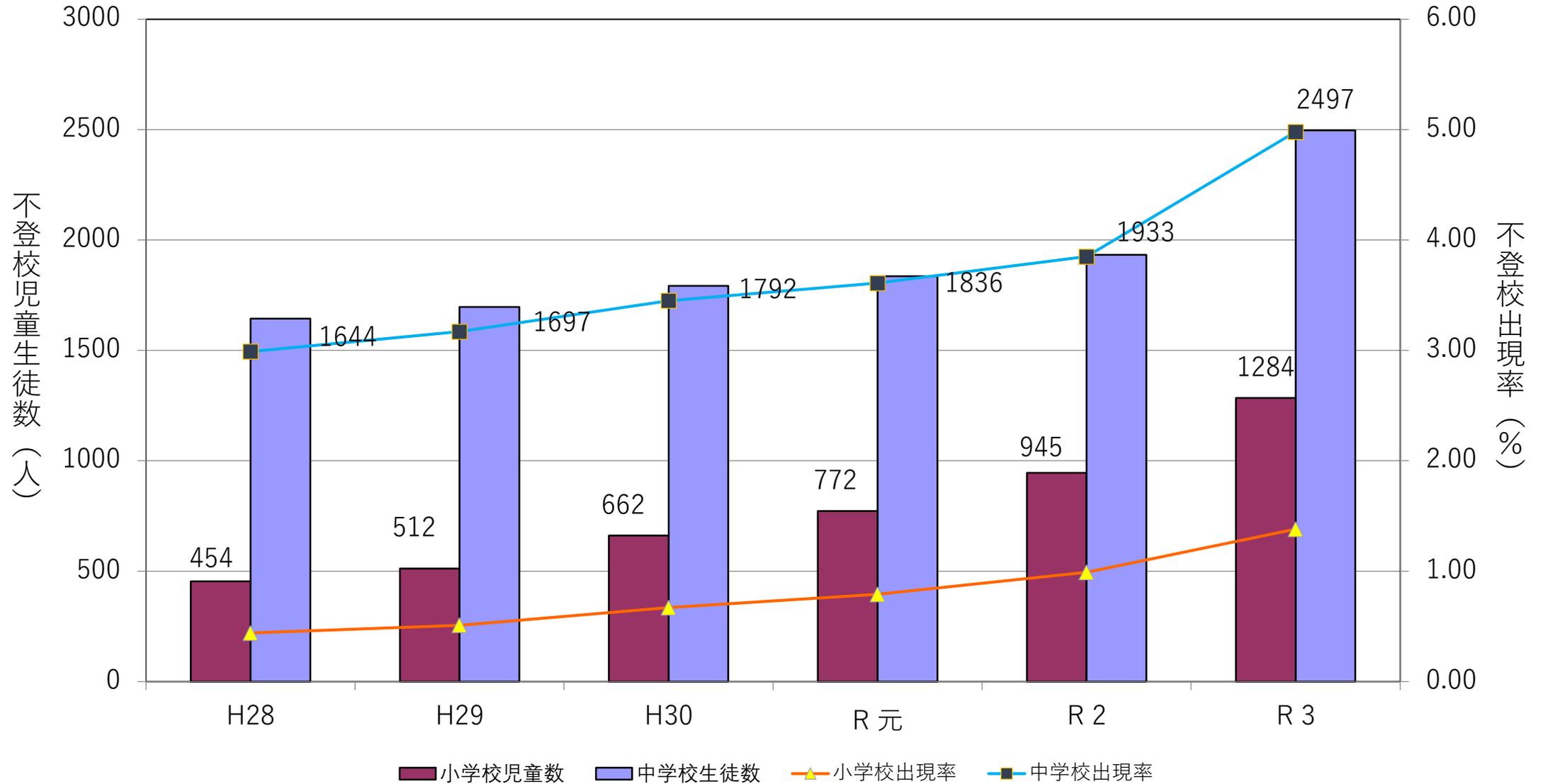
義務教育課生徒指導係  
坂口延弘

# 本県のいじめの認知件数の推移（H28～R3） （国公立学校）



# 本県の**不登校**児童生徒数の推移 (H28~R3)

(公立小中学校)



# ～豊かな人間性の育成～

◎児童生徒支援において、ICTを効果的に活用しながら、生徒指導・人権教育・道徳教育の充実を図りましょう。

## 令和5年度 学校教育の指針

### 生徒指導

#### <児童生徒理解に基づく成長を促す生徒指導の充実>

児童生徒一人一人の自発的・主体的な成長を支えるとともに、生徒指導上の課題の未然防止や早期発見・対応に組織的に取り組みましょう。

#### 自己指導能力の獲得を支える生徒指導「4つの視点」

- 自己存在感の感受
- 共感的な人間関係の育成
- 自己決定の場の提供
- 安全・安心な風土の醸成

#### 未然防止に向けた教育

- SOSの出し方教育の推進と受け止め体制の整備
- 児童生徒による主体的ないじめ防止活動の推進

#### 早期発見・対応

- 日常の観察やチャンス相談、いじめアンケート等を通した命の危機や児童虐待、ヤングケアラー等の早期発見
- 教職員間の情報共有に基づく組織的な対応

#### 組織的・継続的支援

- コーディネーター役の教員を位置付けた教育相談の推進
- SC、SSW等の専門家によるアセスメントを生かした不登校児童生徒への支援の推進(外部機関との効果的な連携)

※詳細については「[児童生徒理解に基づく成長を促す生徒指導の充実](#)」を参照

### 人権教育

#### <人権重要課題の解決に向けた取組の推進>

人権重要課題11項目と学習指導要領の内容等との関連を図った指導を推進しましょう。

#### 子どもたち

- 児童生徒一人一人の存在や思いを大切にするための教室環境や言語環境の整備、いじめを許さない学校・学級の雰囲気づくり

#### 同和問題

- リーフレット「『[部落差別の解消の推進に関する法律](#)』の趣旨を踏まえた人権教育の充実」(H31.2)の活用

#### インターネット等による人権侵害

- 県ネットリテラシー向上教材「[インターネットの光と影を知ろう!](#)」(動画教材・体験型Web教材)の活用

#### 性的マイノリティの人たち

- 「[性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について](#)」通知(H27.4.30文部科学省)及び「[性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について\(教員向け\)](#)」パンフレット(H28.4.1文部科学省)に基づく指導

### 道徳教育

#### <道徳教育の全体計画及び別葉の活用・見直し>

全体計画・年間指導計画について共通理解を図り、組織的で一貫した道徳教育を推進しましょう。

#### 特色ある道徳教育の充実

- 育てたい児童生徒像を踏まえた重点目標、重点内容項目の設定及び各教育活動との関連を明確にした計画の作成

#### 情報モラルに関する指導の充実

- 「情報社会の倫理」「法の理解と遵守」等、児童生徒の発達の段階や特性等を考慮した情報モラルに関する指導の充実

# 令和5年度の生徒指導の重点

～令和5年度学校教育の指針～

## 生徒指導

### <児童生徒理解に基づく成長を促す生徒指導の充実>

児童生徒一人一人の自発的・主体的な成長を支えるとともに、生徒指導上の課題の未然防止や早期発見・対応に組織的に取り組みましょう。

#### 自己指導能力の獲得を支える生徒指導「4つの視点」

- 自己存在感の感受
- 共感的な人間関係の育成
- 自己決定の場の提供
- 安全・安心な風土の醸成

#### 未然防止に向けた教育

- SOSの出し方教育の推進と受け止め体制の整備
- 児童生徒による主体的ないじめ防止活動の推進

#### 早期発見・対応

- 日常の観察やチャンス相談、いじめアンケート等を通じた命の危機や児童虐待、ヤングケアラー等の早期発見
- 教職員間の情報共有に基づく組織的な対応

#### 組織的・継続的支援

- コーディネーター役の教員を位置付けた教育相談の推進
- SC、SSW等の専門家によるアセスメントを生かした不登校児童生徒への支援の推進(外部機関との効果的な連携)

※詳細については「児童生徒理解に基づく成長を促す生徒指導の充実」を参照

### ・「自己存在感の感受」

⇒自分も一人の人間として大切にされているという実感を得る

### ・「共感的な人間関係の育成」

⇒互いに認め合い・励まし合い・支え合う

### ・「自己決定の場の提供」

⇒児童生徒自ら選択・決定する

### ・「安全・安心な風土の醸成」

⇒安全・安心な学校風土づくり、規範意識の向上を図る

### ・「SOSの出し方教育」

⇒年1回以上の意図的、計画的な実施

### ・「SOSの受け止め」

⇒相談体制の整備

### ・「児童生徒による主体的ないじめ防止活動の推進」

⇒児童生徒が人権尊重の精神に基づき、自分事として捉える

# 令和5年度の生徒指導の重点

～令和5年度学校教育の指針～

## 生徒指導

### <児童生徒理解に基づく成長を促す生徒指導の充実>

児童生徒一人一人の自発的・主体的な成長を支えるとともに、生徒指導上の課題の未然防止や早期発見・対応に組織的に取り組みましょう。

#### 自己指導能力の獲得を支える生徒指導「4つの視点」

- 自己存在感の感受
- 共感的な人間関係の育成
- 自己決定の場の提供
- 安全・安心な風土の醸成

#### 未然防止に向けた教育

- SOSの出し方教育の推進と受け止め体制の整備
- 児童生徒による主体的ないじめ防止活動の推進

#### 早期発見・対応

- 日常の観察やチャンス相談、いじめアンケート等を通じた命の危機や児童虐待、ヤングケアラー等の早期発見
- 教職員間の情報共有に基づく組織的な対応

#### 組織的・継続的支援

- コーディネーター役の教員を位置付けた教育相談の推進
- S C、SSW等の専門家によるアセスメントを生かした不登校児童生徒への支援の推進(外部機関との効果的な連携)

※詳細については「児童生徒理解に基づく成長を促す生徒指導の充実」を参照

### ・「いじめの早期発見やヤングケアラー等の早期発見」

⇒月1回実施している「悩みアンケート」等を、効果的に活用  
⇒組織的に対応

### ・児童生徒の悩みや不安に寄り添う支援と相談しやすい雰囲気づくりの推進」

⇒スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家によるアセスメントを生かす

### ・「不登校児童生徒への支援の推進」

### ・「外部機関との効果的な連携の推進」

## 自己指導能力の獲得を支える生徒指導「4つの視点」

【自己指導能力】深い自己理解に基づき「何をしたいのか」「何をすべきか」主体的に問題や課題を発見し、自ら設定した目標の達成のために自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自ら決断・実行する力

### 自己存在感の感受

- 児童生徒が「自分も1人の人間として大切にされている」と実感できる場面の設定

### 共感的な人間関係の育成

- 自他の個性を尊重し、互いに認め合い・励まし合い・支え合うことのできる学級集団づくり

### 自己決定の場の提供

- 授業の中で、課題の設定や学び方など児童生徒自らが選択したり、決定したりする場の工夫

### 安全・安心な風土の醸成

- 安心して授業や学校生活が送れるような風土づくりと規範意識の向上



## 集団指導と個別指導の充実

### 集団を育てる

- 互いの考えや立場を認め合う
- 温かな人間関係のもと、互いに支え合う
- 共に成長する喜びを実感し合う

相互  
作用

### 個を育てる

- 一人一人に活躍の場がある
- 成長意欲が高まり、様々なことに挑戦する
- 成功体験を積み重ね、自己肯定感が高まる



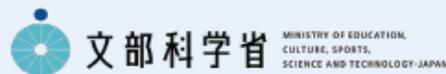
今後ともよろしく願いいたします。

# 生徒指導提要の改訂について

## 生徒指導提要

令和4年12月

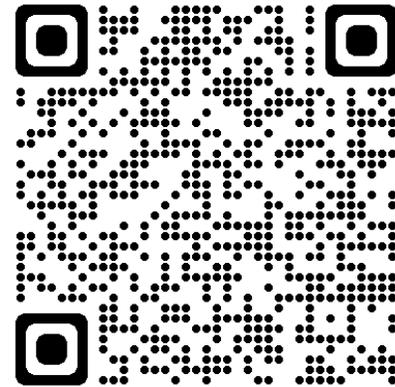
文部科学省



関連通知(義務教育課)

◎令和4年12月8日付け 義教第152-45号  
「生徒指導提要の改訂について」

◎令和5年2月28日付け 義教第152-65号  
「生徒指導提要(改訂版)の刊行について」



[https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt\\_jidou01-000024699-201-1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf)

# 生徒指導提要改訂のポイント

## ①「積極的な生徒指導」の充実

### 【生徒指導の定義】

- ・児童生徒が自発的・主体的に**成長や発達する過程を支える**教育活動
- ・諸課題に対する指導や援助

＜生徒指導の重層的支援構造＞



## ②個別の重要課題と関連法規等

### 【生徒指導上の課題への対応】

いじめ・不登校・虐待・自殺のほか、外国人児童生徒等・発達障害・ヤングケアラー・性的マイノリティ等

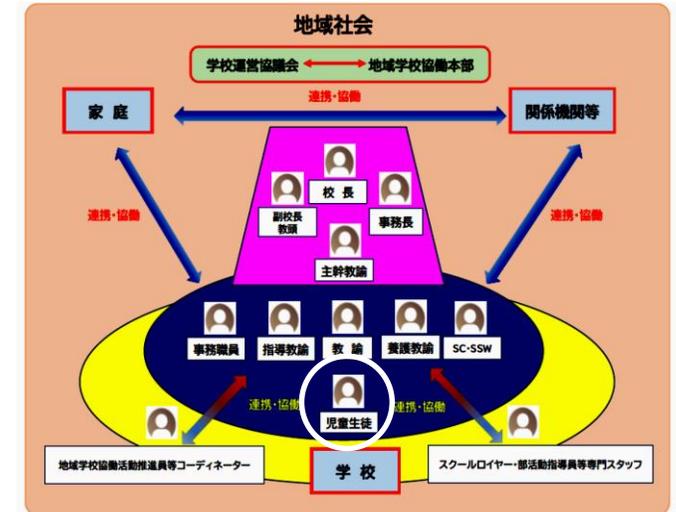
- ・前回の改訂から10年以上経過し社会情勢の変化に対応
- ・関連法規等の整備と関連付けてマニュアルとしても活用可



デジタルテキスト化されており、常に最新の情報を手に入れることができる。端末に保存を。

## ③チームとしての学校等の考え方

### 【チームとしての学校】



- ・組織的対応を一つの章に整理
- 第3章「チーム学校による生徒指導体制」
- ・児童生徒もチームの一員である。  
→校則の見直し等、児童生徒の主体的な参画を意識

## 人権教育の視点

◆人権重要課題への理解を深めるとともに、児童生徒一人一人の存在や思いを大切にしましょう。

※「人権教育の指導方法等の在り方について」  
【第三次とりまとめ】（文部科学省）

## 児童生徒理解に基づく成長を促す生徒指導の充実

◎多面的・総合的な児童生徒理解に努め、一人一人のよさや違いを大切にした指導の充実を図り、教職員と児童生徒との信頼関係を築きましょう。

◎集団の中で、各自がもっている可能性を伸ばしたり、互いに支え合う人間関係を形成したりして、集団の発展や個人の成長を促しましょう。

## 特別支援教育の視点

◆全教職員が障害への理解や個に応じた配慮等について認識を深め、組織的に支援しましょう。

※「小学校学習指導要領解説 総則編」（H29年7月文部科学省）  
「中学校学習指導要領解説 総則編」（H29年7月文部科学省）  
「発達障害理解パッケージVer.05」（R3年8月県教委）

### 困難課題対応的生徒指導

### 特別な援助が必要な児童生徒に対して

#### 学校内におけるチーム支援（校内連携型支援チーム）

○本人や保護者の意見を踏まえ、関係職員やSC・SSW等専門スタッフを交えたアセスメント（見立て）に基づく支援方針や役割分担の決定 ※「SC・SSWとの協働で学校の対応力を高めよう!!」（R3年7月 県教委）

○いじめ、不登校、自殺企図等、生徒指導上の諸課題に加え、発達障害、外国人児童生徒等、ヤングケアラーなど、多様な背景をもつ児童生徒に対する組織的な支援と教職員の資質向上

#### 学校外の専門家との連携による支援（ネットワーク型支援チーム）

○児童相談所、警察、医療機関、市町村の保健福祉部局等との連携による、よりよい解決策の検討  
○SCSV、派遣型S S W、特別支援教育専門相談員の積極的な活用

#### 不登校傾向児童生徒への支援

○将来の社会的な自立へ向け、本人の中にある強みや成長する力を生かす支援 ※「不登校児童生徒の自立へ向けて」（H30年3月 県教委）

○家庭の状況や本人の気持ちに寄り添った段階的な支援

○教育支援センターやフリースクール等民間団体との連携

※「すべての子どもたちが学び続けるために」（R4年10月 県教委）

○教室で授業が受けられない児童生徒への学習保障

※「I C Tを活用した不登校児童生徒支援について」（R4年2月 県教委）

コーディネーター役の教員を位置付けた教育相談の推進

### 課題早期発見対応

### 気になる児童生徒に対して

#### S O Sの受け止め体制の整備

○いじめ、不登校といった生徒指導上の諸課題は、誰にでも起こりうるという認識の共有

※「R3年度文科省調査の結果を受けた県内の対応について」（R4年10月 県教委）

○表情やしぐさ等、児童生徒の変化に気付いた際の積極的な声掛け、チャンス相談

○日常の観察、健康観察、いじめアンケート等を通じた児童生徒の変化の早期発見・対応

○命の危機、児童虐待、ヤングケアラー等に対する迅速かつ適切な支援

※「児童虐待から子どもたちを守るために」（H31年2月 県教委）

#### いじめの早期発見・解消（再発防止）

○学校いじめ対策組織を中核とした組織的な対応（抱え込みの防止）

○児童生徒の感じる被害性に着目した、いじめの積極的な認知

○いじめを受けた児童生徒の安心と安全の確保、不登校、仕返し被害等の未然防止

○いじめを行った児童生徒の背景に目を向けた成長支援（傍観者への支援を含む）

※「いじめの解消に向けて大人たちができること」（R元年度いじめ問題対策連絡協議会）

### 課題未然防止教育

### 全ての児童生徒に対して

### 発達支持的生徒指導

#### S O Sの出し方教育の推進

○様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるためのS O Sの出し方・受け止め方に関する教育の実施（意図的・計画的に年1回以上）

※群馬県版中学校「S O Sの出し方に関する教育」プログラム（H31年3月 県こころの健康センター）

※「S O Sの出し方・受け止め方指導プラン」（総合教育センターR元年度長期研修員作成）

○困ったときに児童生徒同士で相談し合える雰囲気醸成

#### いじめ防止教育の充実

○各校が策定した「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の充実

○家庭・地域と連携しながら行う、児童生徒による主体的ないじめ防止活動の推進

○I C Tリテラシー向上による、ネットいじめやネット依存の防止

※群馬県「ネットリテラシー向上動画教材」「ネットリテラシー向上体験型Web教材」

- ・薬物乱用防止教室、情報モラル講習会の実施
- ・非行防止教室（県中学生非行防止プログラムの活用）

#### 自己指導能力の獲得を支える生徒指導「4つの視点」

【自己指導能力】深い自己理解に基づき「何をしたいのか」「何をすべきか」主体的に問題や課題を発見し、自ら設定した目標の達成のために自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自ら判断・実行する力

##### 自己存在感の感受

○児童生徒が「自分も1人の人間として大切にされている」と実感できる場面の設定

##### 共感的な人間関係の育成

○自他の個性を尊重し、互いに認め合い・励まし合い、支え合うことのできる学級集団づくり

##### 自己決定の場の提供

○授業の中で、課題の設定や学び方など児童生徒自らが選択したり、決定したりする場の工夫

##### 安全・安心な風土の醸成

○安心して授業や学校生活が送れるような風土づくりと規範意識の向上

#### 集団指導と個別指導の充実

##### 集団を育てる

- 互いの考えや立場を認め合う
- 温かな人間関係のもと、互いに支え合う
- 共に成長する喜びを実感し合う

相互作用

##### 個を育てる

- 一人一人に活躍の場がある
- 成長意欲が高まり、様々なことに挑戦する
- 成功体験を積み重ね、自己肯定感が高まる

県教委  
各課発行・提供  
資料ページで  
ダウンロード  
できます。



# 不登校対応の重層的支援構造

・教育機会確保法  
・教育機会の確保等に関する基本指針

困難課題対応的生徒指導

課題早期発見対応

課題予防的生徒指導

課題未然防止教育

発達支持的生徒指導

## ●特別な援助が必要な児童生徒に対して

- ▶ ケース会議に基づく組織的支援と支援機関との連携
  - ・校内連携型支援チーム(担任+管理職、SC、養護教諭、生徒指導・教育相談担当教諭等)
  - ・ネットワーク連携型支援チーム(+児相、医療機関、SV、教育支援センター、フリースクール等)

## ●気になる児童生徒に対して

- ▶ 休み始めの段階での気付きと、教職員、SC・SSW、保護者との連携・協働による支援の開始  
(スクリーニング会議・SC等専門家による見立てと支援方針の共有等)

## ●全ての児童生徒に対して

- ▶ 気軽に相談できる体制づくりと人間関係づくり  
(SOSの出し方教育・養護教諭やSCによる心身の健康の保持増進に関する教育等、保護者や教職員対象のSC等専門家による講義等)

- ▶ 学校が安全・安心な居場所となるための工夫  
(魅力ある学校づくり・わかりやすい授業づくり・自己有用感や所属感を感じることでできる学級経営等)

# いじめ対応の重層的支援構造

- ・いじめ防止対策推進法
- ・基本方針等(国→県→市町村→学校)
- ・いじめ重大事態ガイドライン
- ・こども基本法(R5.4.1施行)

## 困難課題対応的生徒指導

### ●特別な援助が必要な児童生徒に対して

- ▶ いじめの解消に向けた組織的な指導と援助  
(学校のいじめ防止対策組織による被害ケア・加害指導・関係修復等)

双方の成長支援

課題早期発見対応

### ●気になる児童生徒に対して

見逃さない!

- ▶ 予兆の発見と迅速な対応
- ▶ SOSの受け止め体制の整備  
(健康観察・生活アンケート・チャンス相談・被害側の安全確保等)

## 課題予防的生徒指導

### ●全ての児童生徒に対して

生み出さない!

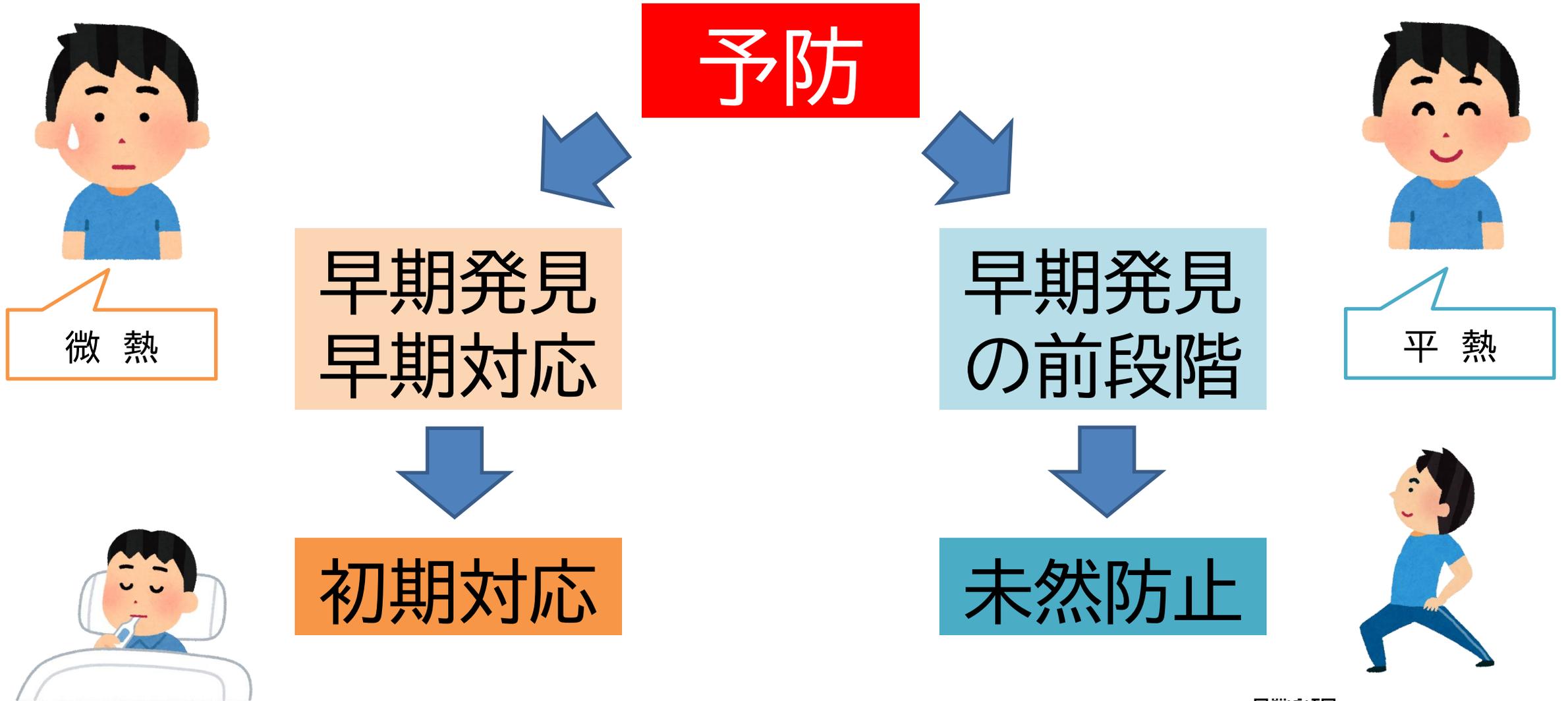
課題未然防止教育

- ▶ 道徳科や特別活動等、児童生徒主体のいじめ防止の取組  
(いじめ防止強化月間・いじめ防止フォーラム・いじめ防止子ども会議  
・sosの出し方教育・情報モラル教育)

## 発達支持的生徒指導

- ▶ 多様性を認め、人権侵害をしない人を育てる人権教育等  
(道徳科の授業・人権週間・法教育など市民性を育む教育・安全で安心な学校、学級づくり・自己肯定感を高められる声掛け等)

# いじめの予防について



参考:独立行政法人教育支援機構校内研修シリーズ「いじめのとりえ方と予防」藤平 敦

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/056.html>



# いじめの予防について

## 魅力的な学校をつくるための基盤となる **学級経営の充実**



一人ひとりの児童生徒の**心の居場所**づくり



## 「次はあなたが救う番」

前橋市立新田小学校6年(当時)登坂さん

インターネットでいじめられている子を、直接触れられる現実の子が助けてあげられたらいいなと思いを込めて書きました。



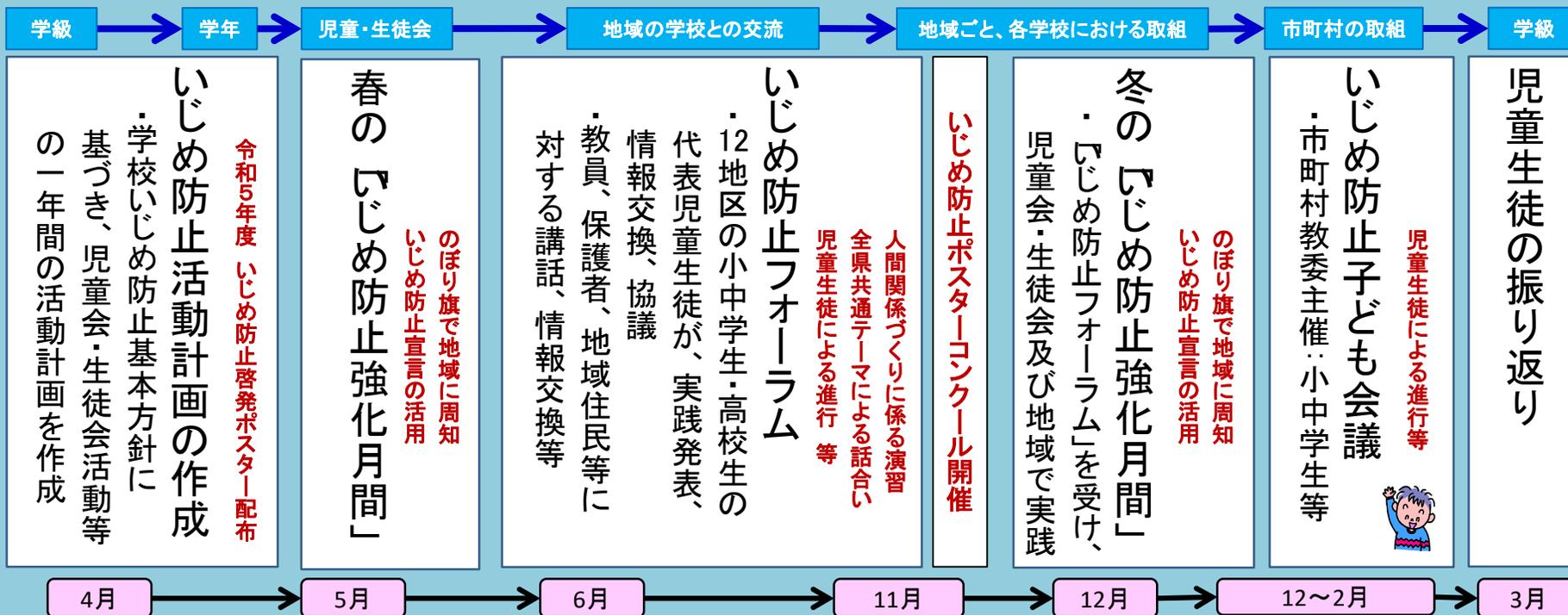
R5年度いじめ問題対策推進事業スローガン  
「私たちは、互いを大切にし、助け合える人間関係をつくるために何ができるか考え、行動します!」



私たちは、互いを大切に、助け合える人間関係をつくるために何ができるか考え、行動します！



<1年間のいじめ防止活動の流れ>



【各学校における取組】「学校いじめ防止基本方針に基づいた取組」

「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を中核として、全教職員で組織的に対応

未然防止

- 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業
- 自分たちの学級・学校をよりよくする話し合い活動の充実
- 心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う道徳教育及び体験活動等の充実
- 保護者・地域と連携したいじめ防止活動

早期発見

- 児童生徒の実態把握
  - ・日常のふれあい、観察
  - ・毎月のアンケート
  - ・保護者・地域との連携
  - ・積極的ないじめの認知
- 相談窓口の周知

早期対応(再発防止)

- 詳細な事実確認、組織的対応
- 加害児童生徒への毅然とした指導及び成長支援
- 被害児童生徒の安心・安全の確保
- 事案に応じ、関係機関との連携
- いじめが起きた集団への働きかけ

【「いじめ防止宣言」の具現化】・【児童生徒が主体となったいじめ防止活動の推進】・【自己有用感をはぐくむ教育活動の充実】

# いじめ防止フォーラム



# いじめの対応は、正確な認知から

## 定義 法律による“いじめ”の定義

**法律の成立前** 加害側の行為の継続性や意図、与える影響の大きさなどによりいじめと判断

**法律の成立後** 被害側が、「嫌な思い」「苦痛」を感じていれば“いじめ”と判断（被害側の立場で判断・結果責任）

いじめ防止対策推進法（第2条第1項）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する等する年令に相当する他の児童等が行う心身の虐待を超越する程度に当該児童等をいじめようとする行為（いじめようとする行為）であつて、当該行為の内容及び状況等から当該児童等の心身の被害が著しいと認められるものをいふ。

重要なこと

被害性に注目して  
いじめを認知する

＜いじめ防止対策推進法制定の目的＞

子どもたちの中で起る些細な出来事  
予知め方向に推移して重大な事態に至ることを防ぐ

## 考え方 正確な“いじめ”認知の考え方

法律の定義では、「力の差」「秘密性」「一方的」「意図的」「深刻」等の要素は全く含まれていません。  
ふざけ合いやよくあるトラブルなどと安易に判断せず、見逃すことがないようにしましょう。

間違った  
理解の例

❌ 一方的ではないのでいじめではない ❌ 友達同士だからいじめではない

❌ 一回限りのトラブルだからいじめではない ❌ こんな些細なトラブルだからいじめではない

法律上の“いじめ”を正しく理解し、正確に認知することが大切です。

## 対応 いじめの問題への対応

未然防止に向けて

- 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる
- 子供がいじめ被害を自分のこととして捉え、自ら活動できる集団をつくる など

早期発見に向けて

- 子供の声に耳を傾ける
- 子供の行動を観察する など

解消に向けて

- いじめられている子供や保護者の立場に立って対応する
- 単に謝罪をもって安易に解決と判断しない など



# 校種ごとのいじめの態様現状（令和3年度）

## 【小学校】

- 冷やかしやからかい  
57%
- 軽い暴力  
28%
- 嫌なことをさせられる  
15%

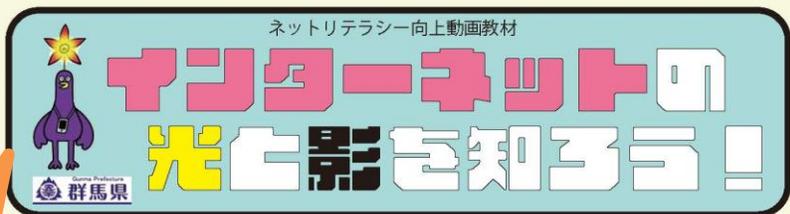
## 【中学校】

- 冷やかしやからかい  
68%
- 軽い暴力  
15%
- PC等で誹謗中傷  
11%

R元年度までは「仲間はずれ」が3位だった。R2年度からPC等誹謗中傷が増加。  
【参考】高等学校では第2位で20%程度で推移

# ネットリテラシー向上教材

## R3 動画 教材



本県の「教育イノベーションプロジェクト ICT リテラシー向上 PJ」の一環で、児童生徒がネットリテラシーを学ぶことのできる動画教材を制作し、youtube「tsunos チャンネル」で配信しています。ぜひ、小中学校等の授業でもご活用ください。

- 【ストーリー1】 SNSによる適切なコミュニケーションについて考えよう
- 【ストーリー2】 SNSを安全に使用するために注意すべきことを考えよう
- 【ストーリー3】 インターネットに依存せず、適切に使用するために必要なルールについて考えよう

### 動画教材の特徴

- 児童生徒が自分事として疑似体験できるように、具体的事例を踏まえたリアリティのある再現ドラマ形式となっています。
- インターネットの「影」を強調し、児童生徒をインターネットから遠ざけるのではなく、トラブルを防ぐ方法と「光」の部分を知ることで、適切に活用できるようになることを目的としています。
- インターネットに接続する機器やサービスが新たに誕生しても変わらない、インターネットの特性である「記録性」「公開性」「匿名性」などを伝える内容になっています。
- 本教材だけでネットリテラシー教育を完結させるものではなく、視聴を通じて児童生徒が興味を持ち、自ら学びきっかけをつくります。

### <動画の構成 (1 ストーリー約 15分)>



前半：インターネットの影の部分のドラマ後半：トラブルを防ぐ方法とインターネットで広がる世界

本動画教材を用いた学級活動指導案を「群馬県教育委員会 各課発行・提供資料」に掲載してあります。 URL [http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?page\\_id=829](http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?page_id=829)



## 群馬県 ICT リテラシー向上 PJ 教材第 2 弾！！



本教材は、物語を読み進めながら、主人公目線で選択肢を選び、自分の判断によって様々なストーリーが展開していくマルチエンディングタイプの【体験型 web 教材】です。

「もしも自分だったら…」 「こっちを選んだらきょうなるかな…」 想像力を働かせながら、インターネットの適切な利用について考えることができる構成となっています。

以下の URL または 2 次元コードから利用することができます。

<https://www.gunma-netliteracy.com>



30分くらい  
いいんぢゃない  
かな・・・



終わりにしたいけど  
みんないろく...

本教材を活用した学級活動指導案が「群馬県教育委員会 各課発行・提供資料」からダウンロードできます。

URL [http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?page\\_id=829](http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?page_id=829)

## R4 体験型 web 教材



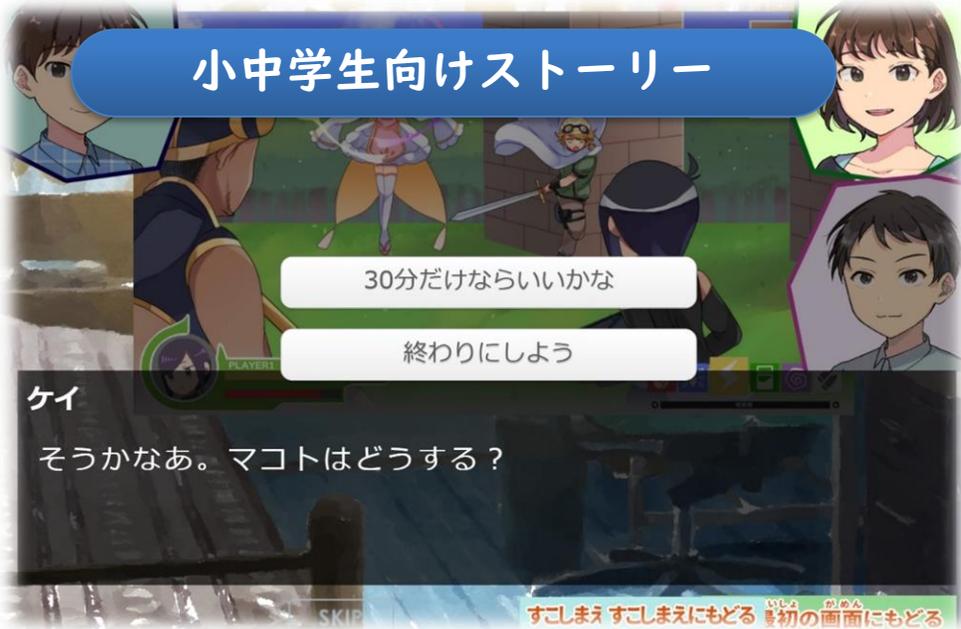
# インターネットの光と影を知ろう!

～群馬県ネットリテラシー教材～



- ・主人公目線で自分事として物語を読み進める。
- ・読み手の選択によりストーリーが変化。
- ・選択によってエンディングの内容や登場人物が異なる。
- ・随所にトラブルの種がちりばめられている。
- ・児童生徒は4つのリテラシーを働かせながら自己決定を繰り返す。
- ・全員共通の疑似体験を通した話し合い活動ができる。

## 小中学生向けストーリー



## 中高生向けストーリー



「ネットリテラシー向上教材」(県教委)

[http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?page\\_id=829](http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?page_id=829)



# SC・SSWとの協働で 学校の対応力を高めましょう!!

いじめ、不登校、虐待、誹謗中傷、ヤングケアラー等、学校だけでは解決できない生徒指導上の課題も増えてきています。そのため、対応には、専門家や関係機関との協働が必要です。



担任一人だけで抱え込むことなく、関係者で情報を共有し、専門家の意見を参考に、対応策をみんなで考えていきましょう!

## SC・SSWの役割と効果

教育相談体制の充実を図るためには、学校がSC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)の役割や活用による効果等を理解することが大切です。

### SCの役割

児童生徒が抱える問題について、心理の専門家として児童生徒本人や保護者に対して心理的なアプローチをします。

#### ■SCの主な業務

- 児童生徒・保護者との面談
- 保護者への関係機関の紹介
- 教育相談全般に対する助言
- 問題行動等の予防的支援
- 各種研修会等の講師

#### ■SC活用による効果(例)

- ◆不登校傾向の子供との定期的な面談記録から、心の状態や支援方針についての確かな助言をもらったことで、担任が自信をもって子供と向き合うことができた。
- ◆担任と保護者がSCから、子供への接し方や褒め方など、医療機関の診断をもとにした具体的な助言をもらい、継続して見守ってきたことで、子供は落ち着きを取り戻し、家庭と連携した支援が可能となった。
- ◆SOSの出し方教育に関する授業をSCとのチームティーチングで実施し、心理の専門家の視点で子供たちに向けてメッセージを伝えてくれた。
- ◆校内研修でアンガーマネジメントについて講師をお願いした。研修内容はその後の生徒指導に大変役立った。

#### ■研修会等のテーマ例

- ・ストレスマネジメント
- ・ソーシャルスキルトレーニング
- ・発達障害の子供の理解
- ・保護者との信頼関係づくり

### SSWの役割

家庭環境に関する問題(貧困・虐待、※ヤングケアラー等)、いじめ、不登校、本人の発達に関する課題等に対し、福祉の専門家として、下図のような手法によって、関係機関と連携を図りながら福祉的なアプローチをします。  
※ヤングケアラー…家族の世話や家事をすることで、年齢や成長に見合わない過度な負担を強いられている児童生徒

#### ■SSWによる問題解決の流れ

(ソーシャルワークの手法)

- ①問題の発見・情報の収集
- ②見立てと課題の明確化(アセスメント)
- ③目標設定・役割分担(プランニング)
- ④支援の実施と評価(モニタリング)

#### ■SSW活用による効果(例)

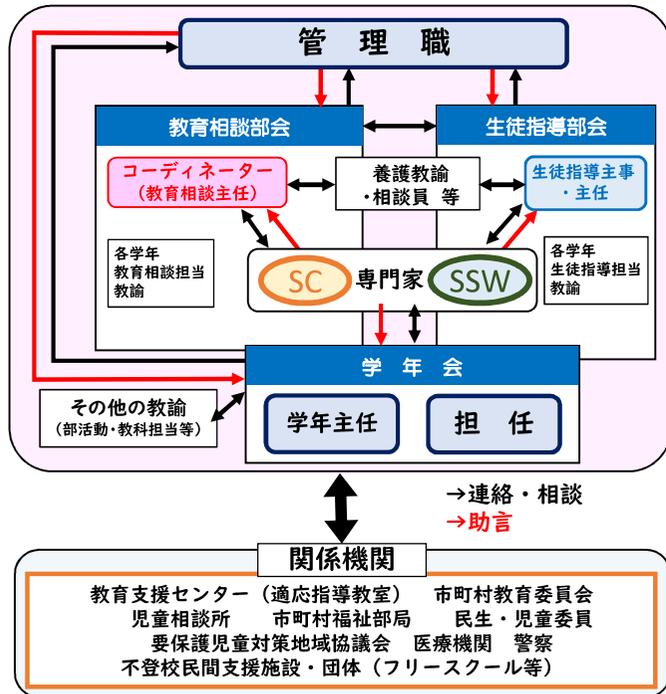
- ◆情報を整理し、関係機関等と連携したり、社会資源を活用したりすることで、これまで学校にとってなじみの少なかった福祉の視点からの支援に対する理解が深まった。
- ◆ケース会議の開催を通して、管理職、担任、養護教諭、SC、関係機関等の役割分担を確認しながらチームとして支援をする意識が高まった。  
(ケース会議の開催については最終ページ参照)

#### ■連携可能な関係機関等

|           |   |
|-----------|---|
| 保健福祉・医療関連 | 児童相談所、市町村福祉部局、保健福祉事務所、発達障害者支援センター、こころの健康センター、医療機関 等 |
| 警察・司法     | 警察署、少年サポートセンター、裁判所 等                                |
| 地域        | 民生・児童委員、要保護児童対策地域協議会、地域子育て支援センター 等                  |

# 協働による教育相談体制の充実

## 【教育相談体制の一例】



## ☑ 相談体制チェック

- ☐ 担任のみに保護者対応が偏っていないか
- ☐ 学年会等で教職員同士が気軽に相談しているか
- ☐ 教育相談部会は機能しているか
- ☐ 管理職が把握・助言しているか
- ☐ コーディネーターが調整しているか
- ☐ 情報共有のシステムが確立しているか
- ☐ SC・SSWに相談できるシステムが整っているか

## 【教育相談体制づくりのポイント】

- SC・SSWの役割、効果の十分な理解
- 教職員間で相談しやすい、風通しのよい職場づくり
- 管理職・生徒指導主事（主任）との情報共有と役割分担
- コーディネーター役の教員の位置づけ ※教育相談主任、不登校支援担当 等

SCやSSWと協働し、教育相談機能が発揮できるチーム体制を築くためには、**校長のリーダーシップ**に加えて、**コーディネーター役の教員の存在**が重要です。教育相談コーディネーターの役割は以下の通りです。



- SC・SSWの周知と相談受付
- SC・SSWとの連絡調整
- ニーズの把握
- ケース会議の開催
- 気になる児童生徒の情報共有
- 相談活動スケジュールの計画・立案
- 個別記録等の情報管理
- 校内研修の実施

次のページで「ケース会議の開き方のPOINT」を紹介します。

# ケース会議の開き方のPOINT

## 【事前の準備】

- 情報収集と資料作成
- 参加メンバーの決定
- 日程と会議時間の設定
- 会議のねらいの明確化

## ＜ケース会議参加者の例＞

|    |   |
|----|---|
| 校内 | 管理職、学年主任、担任、教育相談担当、部活動顧問、生徒指導主事（主任）、養護教諭、SC、SSW   |
| 校外 | 福祉関係機関（児相、市町村福祉部局、民生・児童委員等）、小中学校（幼稚園）関係者、警察、教育委員会 |

## 【会議の流れ】（50分設定の例）

- ① 導入（5分）
  - ・参加者の確認、紹介
  - ・会議のねらい、流れ、時間を確認
  - ・留意事項の確認（守秘義務、受容的態度、誰も責めない）
- ② 情報共有・課題の把握（20分）
  - ・児童生徒の現状や困り感の報告（学校、家庭）
  - ・情報（これまでの支援状況等）の整理
  - ・課題の背景や要因の検討（仮説を設定）
  - ・本人の強み、活用可能な社会資源、キーパーソンの確認

「担任としては～という感じです」  
「SCとのカウンセリングでは～な様子です」  
「OOさんが最も困っていることは～だと思います」  
「～の心配事を取り除くことが今一番必要かもしれません」  
「～の制度の活用が可能ではないかと思ひます」
- ③ 目標の設定・役割分担（20分）
  - ・現実的で評価しやすい目標を設定
  - ・目標に向けた対応策を検討、優先順位の確認
  - ・対応策について役割分担を明確化（誰が、何を、どのように、いつまでに）

「1日1時間だけでも相談室で生活することを目標としましょう」  
「SCのカウンセリングでは、～についてよく見ていきます」  
「母親の支援はケースワーカーに引き続きお願いします」  
「～制度の活用については、SSWから提案してみます」
- ④ 今後の支援の確認（5分）
  - ・今後の支援の確認
  - ・緊急対応の連絡方法の確認
  - ・次回の会議の日時等の調整

## 【留意事項】

- ・設定した会議の時間を守りましょう。
- ・担任が司会進行や記録をしないようにしましょう。
- ・支援者や保護者を否定せず、無用な対立を避けましょう。
- ・アセスメントシートを活用し、記録を残しておきましょう。



教育相談  
コーディネーター

学校外の機関がもっている情報が思ったよりも多くて、新たな支援策が見えてきました。他機関との効果的な連携を継続できるように、誰も否定しない会議の進行を心がけたいです。

自分の責任ではないかと悩んでいました。複数の関係者と課題を共有できたことで、気持ちが少し楽になりました。



学級担任



SC

担任の先生と協力しながら心のケアを続けてきましたが、福祉面でのアプローチが得られることで、自分の役割がはっきりしました。

関係機関と連携して検討することで、学校としての支援の幅が広がりました。関係機関との連携もこれまでよりも壁が低くなり、他の事案にも生かせそうです。



管理職



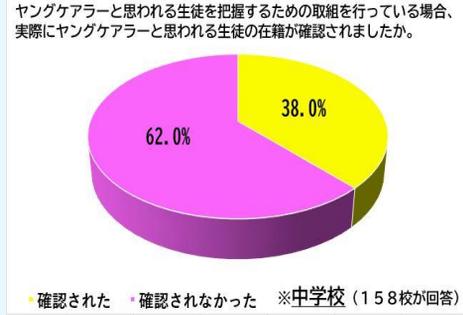
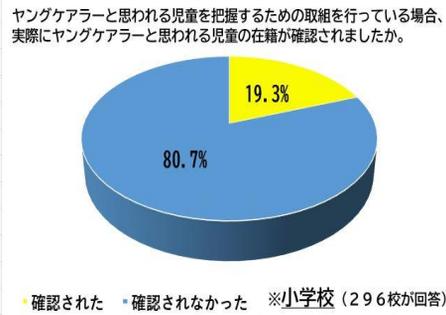
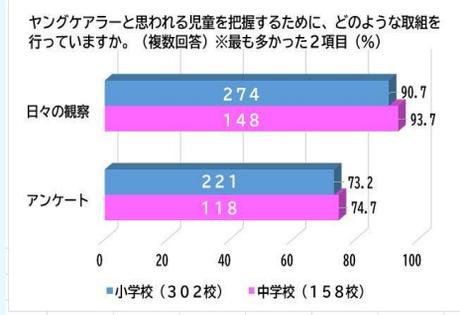
SSW

支援に関する社会資源等をできるだけ多く探し、提供することで、少しでも先生方の力になりたいと思います。

# ヤングケアラーの理解から発見・対応へ（案）

ヤングケアラーについては、本人や家族に認識がないケースもあることから、周囲の大人が、理解を深め、社会が一丸となって、早期の発見・対応に努める必要があります。

学校は、児童生徒が多く時間を過ごす場所であることから、ヤングケアラーの早期発見や適切な支援先へつなげていく役割が期待されています。<下図、群馬県 令和4年度 教育課程の取組状況等に関する調査より>



## ◎ヤングケアラーとは、

本来、大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どものことをいいます。年齢や成長に見合わない責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出ることもあるため、早期に気づき、子供の気持ちに寄り添って対応する必要があります。

### 通院

### 育児

### 家事

### 通訳

### 介護



## 「気づく」（早期に発見）

日頃の観察に加え、個人面談や保護者面談、生活アンケート等を通して、以下の視点を参考に児童生徒の気になる変化に早い段階で気づき、気持ちに寄り添いながら対応に当たしましょう。

### <児童・生徒の状況>

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 欠席・遅刻等が多い（不登校傾向等）</li> <li><input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い</li> <li><input type="checkbox"/> 元気がない、極端に痩せてきた</li> <li><input type="checkbox"/> 課題や宿題の提出遅れや提出忘れが多い</li> <li><input type="checkbox"/> 授業に集中して取り組めない（居眠り等）</li> <li><input type="checkbox"/> 学力が低下している</li> <li><input type="checkbox"/> 学校に必要なものが用意できない</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 修学旅行や宿泊行事等を欠席する</li> <li><input type="checkbox"/> 集金等が遅れる（未払い）</li> <li><input type="checkbox"/> 周囲の人に気を遣いすぎる</li> <li><input type="checkbox"/> 一人であることが多い</li> <li><input type="checkbox"/> 生活のために就職を希望している</li> <li><input type="checkbox"/> 服装が乱れている</li> <li><input type="checkbox"/> 放課後補習や部活動に参加できない</li> </ul> |
|--|---|

### <家族の状況>

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 介護が必要な家族がいる</li> <li><input type="checkbox"/> 障害や病気をもつ家族がいる</li> <li><input type="checkbox"/> 精神疾患（疑いを含む）のある家族がいる</li> <li><input type="checkbox"/> 子供が親の通訳をしている</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 若い兄弟姉妹が多い</li> <li><input type="checkbox"/> 保護者が多忙である</li> <li><input type="checkbox"/> 経済的に苦しい状況にある</li> <li><input type="checkbox"/> 一人で買い物をしている姿が目撃される</li> </ul> |
|---|--|

## 「つなぐ」（適切な支援先への接続）

スクールソーシャルワーカー（SSW）と協働し、適切な支援機関等とつながり、連携しながら、組織的な対応に取り組みましょう。

### 状況把握

本人の思いを尊重して、聞き取る。  
※本人のやりがいへの配慮、抱え込み防止

### 校内支援会議等の開催

把握した状況をもとに、支援計画を立てる。  
※SSW等を加えてアセスメント

### 支援機関への連絡

支援ニーズに応じて、福祉関係機関に連絡する。  
※本人や保護者の同意を得た上での対応

# ヤングケアラーに関するQ&A

## 家庭でのお手伝いを推奨することは控えた方がいいのでしょうか？

家庭の仕事については、分担・協力しながら進んで関わっていくことが必要であると学習指導要領の家庭編にも示されています。子供が果たす家庭内の役割（家族のケア、お手伝いの範囲の程度）は様々ですが、子供の年齢や成熟度に合った家族のケア、お手伝いは子供の思いやりの心や責任感、自己肯定感を育みます。ですから「お手伝い＝ヤングケアラー」という理解は間違いです。一方で、過度に家族のケアを担うと、自分の希望を言えなくなったり、進学を諦めてしまったりすることも考えられます。また、家族のケアが長期化することで、自立が遅くなったり、できなくなってしまう可能性もあります。

支援が必要なヤングケアラーと思われる子に気づくためには、「子どもの権利条約」に定められた権利（育つ権利、参加する権利など）が侵害されている可能性がないかという視点が重要です。

【参考】「子どもの権利条約」（公益財団法人日本ユニセフ協会）

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/>



## 心配していた生徒が「大丈夫です」と言っていたので安心してもいいのでしょうか？

子供は自分の家庭しか知らずに育つことが多く、客観的な視点をもちにくいことから、現状が当たり前だと感じていたり、家族のことを知られたくないと思っていたりするかもしれません。また、負担になっていても、大切な家族のために自分からケアをしたいという思いをもって、ケアすることを否定されると、自分自身が否定されたように感じてしまうこともあるかもしれません。

そのため、ヤングケアラーに対して支援を行う際は、ヤングケアラーの置かれている状況が様々であることを念頭に置き、可能な限り情報を収集した上で、本人や家族の意思を踏まえた支援を行うことが望まれます。本人や家族にヤングケアラーの自覚がなく、サポートを求めることが難しいことなどの特徴を理解し、本人のことを気かけ、心を開くまで寄り添い、タイミングをみて話を聞くなどして本人を支えることが大切です。

## 気になる生徒がいたときには、すぐに家庭訪問をして親と面談した方がいいのでしょうか？

緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きであわてて家庭に支援を入れようとすることは避け、本人の意思を尊重して支援を進めることが大切です。担任の先生一人で判断せず、学年主任や管理職等に報告・相談をしましょう。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による適切なアセスメントを通して、ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、まず、家族全体が支援を必要としていることを理解しましょう。必要に応じて、ネットワーク型支援チームを編成し、ケース会議を開き、ヤングケアラー本人や家族の思いを第一に考えながら、本人や家族が希望する支援が何か、利用しやすい支援は何かを、支援機関と連携して、じっくり検討していくことなどの組織的な支援が求められます。

【参考】「SC・SSWとの協働で学校の対応力を高めましょう」（県教委）

<https://gunma-boe.gsn.ed.jp/wysiwyg/file/download/506/650>

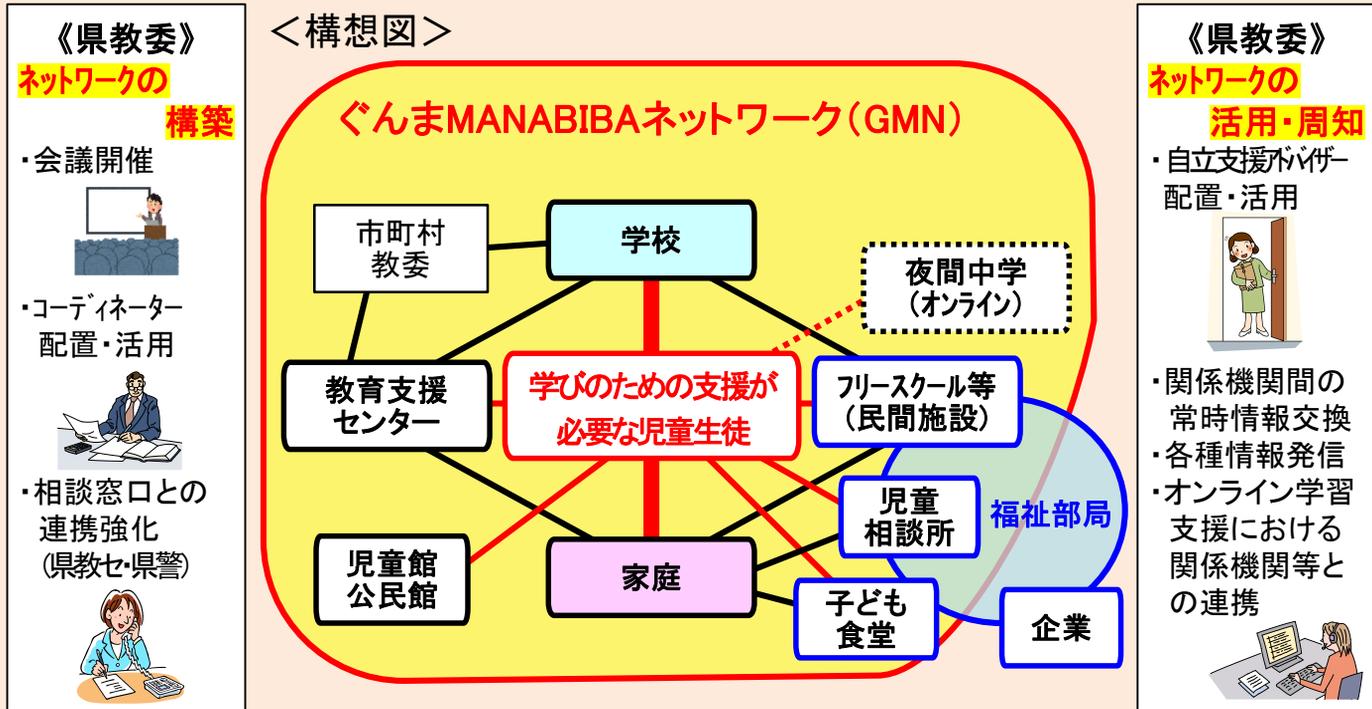


## ■相談可能な支援機関等

|      |  |  |
|------|--|--|
| 保健福祉 | 中央児童相談所 Tel 027-261-1000<br>西部児童相談所 Tel 027-322-2498<br>北部児童相談所 Tel 0279-20-1010 | 発達障害者支援センター Tel 027-254-5380<br>こころの健康センター Tel 027-263-1166<br>市町村福祉部局<br>保健福祉事務所<br>医療機関 等  |
| 医療関連 | 東部児童相談所 Tel 0276-57-6111<br>こどもホットライン24 Tel 0120-783-884                         |  |
| 警察司法 | 少年サポートセンター Tel 027-289-6610<br>警察署 等<br>裁判所 等                                    | <b>群馬県にはヤングケアラーコーディネーターがいます。</b><br>＜特定非営利活動法人虹色のかさ＞<br>ヤングケアラー支援ネットぐんま<br>群馬県北群馬郡吉岡町南下808番地<br>Tel 080-5794-2194(9時~17時)<br>✉info@youngcarergunma.com |
| 地域   | 児童福祉・青少年課 Tel 027-226-2621<br>民生・児童委員<br>要保護児童対策地域協議会<br>地域子育て支援センター 等           |  |

## 1 目的

・県教委が中心となり、市町村教委、学校、教育支援センター、フリースクール等のネットワークを構築し、不登校等、学びのための支援が必要な児童生徒への支援の充実を図る。



## 2 主な事業内容

- (1) 市町村教委、学校、教育支援センター、フリースクール、福祉部局等によるぐんまMANABIBAネットワーク会議を開催する。
- (2) GMNコーディネーターを配置し、GMN関係機関の実態把握や紹介、常時情報交換を行えるネットワークの構築・管理をする。
- (3) 総合教育センターに配置する自立支援アドバイザーによる教育支援センターへの支援を、フリースクール等の支援まで広げる。
- (4) 相談窓口の充実を図るため、総合教育センター「子ども教育・子育て相談」や県警少年サポートセンター少年相談窓口等との連携を強化する。  
※不登校だけでなく、ヤングケアラーや虐待等に関わる相談を受けた場合についても、関係機関と連携して早期解決に努める。
- (5) 周知啓発資料を作成し、児童生徒の学び場に関わる各種情報を発信する。
- (6) 教育支援センターやフリースクール等と連携し、オンラインによる学習支援を推進する。

# すべての子どもたちが 学び続けるために

子どもたちは、学校生活の中で、学習や運動、遊びなどをとおして成長していきます。しかし、置かれた状況や取り巻く環境によっては、学校に行くのを嫌がったり、不登校になったりするケースが、すべての子どもに起こり得ます。そのような時は、学校に相談してください。

チーム学校(担任のほか、管理職や養護教諭、SC※1、SSW※2など)でどのような支援ができるのか、学校と連携できる学校外の学び場(教育支援センターやフリースクール等)はどのようなものがあるのか、子どもの社会的な自立に向けてより良い方法を一緒に考えましょう。

※1 SC(スクールカウンセラー・心理の専門家)

本人や保護者に対して心理的なアプローチをします。公立小中学校に定期的に勤務し、解決方法を学校・保護者と一緒に考えていきます。

※2 SSW(スクールソーシャルワーカー・福祉の専門家)

家庭環境に関する問題(貧困・虐待・ヤングケアラー等)、不登校、発達に関する課題等に対し、関係機関と連携を図りながら福祉的なアプローチをします。



## 学校外の学び場

### 教育支援センター

それぞれの市町村教育委員会が設置する施設で、県内に38か所あります。(2022年5月現在)

教科の学習、体験活動、カウンセリングなどが行われています。



### フリースクール等

それぞれの独自性を持ちながら、子どもの社会的自立を支援する民間の団体です。教科の学習、体験活動、自宅で過ごしている子どもたちへの支援などを行っています。



県内の教育支援センターやフリースクール等の情報を群馬県教育委員会のホームページで紹介しています。  
([https://www.pref.gunma.jp/03/x23g\\_00116.htm](https://www.pref.gunma.jp/03/x23g_00116.htm))



## ～不登校児童生徒への支援について～

「不登校はどの子にも起こりうる」と言われています。学校生活の中で起こる様々な出来事や、一人一人の様々な背景や要因が複雑に絡まり、学校に行きたくても行くことができない状況が生まれることもあります。児童生徒が学校に行くのを嫌がったり、遅刻や欠席が増えたりしたときには、学校と家庭で相談するとともに、SCやSSWといった専門家と連携しながら、児童生徒の気持ちに寄り添いながら支援に当たることが大切です。また、必要に応じて、教育支援センターや民間のフリースクールなど、学校以外の学び場とも協力することで、児童生徒が社会において自立できる基礎を養い、豊かな人生を送ることができるよう支えていくことも重要となります。

### 学校の教育相談体制

学校では、担任をはじめとする学年職員のほか、管理職や養護教諭、教育相談主任等とともに、SCやSSWといった専門家と連携しながら不登校児童生徒へのチーム支援に当たります。

児童生徒が抱える悩みや不安について、**心理の専門家**として、本人や保護者に対し心理的なアプローチをします。公立小中学校に定期的に勤務し、解決方法を学校・保護者と一緒に考えていきます。

スクールカウンセラー  
(SC)

家庭環境に関する問題(貧困・虐待・ヤングケアラー等)、いじめ、不登校、本人の発達に関する課題等に対し、**福祉の専門家**として、関係機関と連携を図りながら福祉的なアプローチをします。

スクールソーシャルワーカー  
(SSW)

### 学校以外の支援施設・団体

#### 教育支援センター (適応指導教室)

児童生徒の社会的な自立に向けた力を高めていくために、市町村教育委員会が設置している施設です。2022年5月現在、県内には38か所に設置されています。

不登校児童生徒の集団生活への適応、社会的自立、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善などのために、教科の学習、体験活動、カウンセリングなどが行われています。

詳細については、それぞれの市町村教育委員会にお問い合わせください。

#### フリースクール等民間団体

フリースクール等の民間団体は、体験活動等を通じた居場所づくりを行っていたり、学習活動に重きを置いて支援をしていたり、自宅で過ごしている児童生徒への支援を行っていたりと、その形態は様々です。

それぞれの独自性をもちながら、一人一人の状況に応じた学習活動や体験活動、人と関わる機会や安心して過ごせる場所の提供等を通して、多様な個性を大切にしながら、児童生徒の社会的な自立をサポートしています。

# 学校に行けないことで 悩んでいませんか



学校の外にも、相談できる場所があります

群馬県総合教育センター  
子ども教育相談室

子ども教育・子育て相談

☎0270-26-9200

<平日>9:00~17:00

<第2・4土曜日>9:00~15:00

学校の生活や学業、いじめや不登校、生活習慣や子育て、発達の遅れや就学などで不安や心配なことについて相談を受けます。

群馬県警察本部

少年サポートセンター

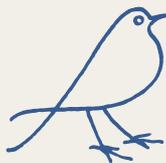
☎027-289-6610

<平日>8:30~17:15

いじめや不登校、友達とのトラブル等、少年に関するあらゆる相談に、少年相談専門員が対応します。

令和5年度群馬県不登校児童生徒等オンライン学習支援事業

参加費無料



# オリナス

オンライン  
online



本事業は、オンラインでつながり、会話や交流を楽しんだり、学びあったりしながら、学習意欲や自己肯定感を高め、子どもたち一人ひとりをたいせつにした場や社会的な自立に向けたさまざまな学びの機会を提供することを目的としています。

また、子どもたちを真ん中に、ご家庭・学校・本事業等があたたかく手を携えていくことで、子ども自身が自分の道を力強く歩んでいけたらと願っています。

## オンライン学習支援及び居場所の提供

- 対象：学校内外の機関等につながりにくい児童生徒  
(県内公立小中学校に在籍している小学4年生～中学3年生)
- 内容：学びのサポート及び体験活動など  
(裏面参照。詳細は、申し込み後担当スタッフとご相談ください)
- 日時：毎週火曜 午後1時～2時半  
(毎月開催予定を送ります。児童生徒が参加したいタイミングでご参加ください)



## オンライン相談会

- 対象：本事業に参加している児童生徒の保護者
- 内容：保護者同士やスタッフとの相談や交流、情報交換
- 日時：月1回開催  
(お申し込みの方へ開催スケジュールをご案内しますので参加可能なタイミングでご参加ください)



- ・事業の実施期間は2023年度いっぱいとなります
- ・本事業の参加費は無料となりますが、通信費につきましては各家庭負担となります
- ・月に一回、児童生徒の状況等を学校へ報告し、学校と連携して支援に当たります

本事業は 群馬県教育委員会から まなびバ！シリウスへの委託事業です



織物産地として名高い群馬県で、人と人が織りなすオンラインの場を通して、さまざまなことに出会い、子どもたちの世界が広がりゆく、そんな素敵な場になるように願いをこめ「オリナスonline」と名付けました



## オンライン学習支援及び居場所の提供 開催日時：毎週火曜 午後1～2時半

### ◆ 内容・タイムスケジュール（予定）

- 13:00～13:10 はじまりの時間（あいさつ・おしゃべり・アイスブレイク）
- 13:10～13:40 学びの時間（一人ひとりの学びたい内容を進めます）
- 13:40～13:45 休み時間
- 13:45～14:20 アクティビティの時間（プログラミング・実験・アート・調理など）
- 14:20～14:30 ふりかえりの時間（おしゃべり・あいさつ・クロージング）

### 画面オフもチャット参加もOK！

顔を出したり声を出したりするのが不安なときは、画面やマイクをオフにしているだけでも大丈夫です。チャットでおしゃべりもできます。オンラインノートの交流もあります。



### 短い時間の参加◎ 途中入室・退出OK！

参加してみたい時間だけアクセスして大丈夫です。子どもたちがまずは安心して心地よく参加できることをたいせつにします。  
申し込み後、各ご家庭・学校へ月ごとの予定をお送りします。

### まずはお気軽にご相談ください

- ・ 在籍の学校 または まなびバ！シリウスのホームページからお申し込みください。
- ・ 申し込み後、オリナスonlineのスタッフより、各ご家庭と学校にご連絡します。保護者さんや学校の先生方と連携を取りながら、お子さんのサポートにあたります。
- ・ オリナスonlineにまだ関心がなかったり 参加が難しかったりする場合でも、保護者さんがオンライン相談会に参加することができます。学校もしくは まなびバ！シリウスまで ご連絡ください。

申込フォーム



# オンライン オリナスonline

～支援を織り成す皆さんの声～



先生

- 参加した際の詳細な報告をありがとうございました。本人の居場所になっているようで安心しました。
- オリナスに参加するようになってから、家庭訪問時に会えることも増え、修了式の日放課後には学校に顔を出すことができました。お母様からも「オリナスのおかげでコミュニケーションスキルが上がっている」との言葉がありました。
- 将来の目標（〇〇高校に進学したい。中学校からは登校したい）が持てるようにもなりました。生き生きとした顔を見られてよかったです。

- 初参加から昨日まで参加できて、私としても嬉しいです。楽しいようで、毎日、今日は何やったとか報告してくれています。家にずっとこもっていて誰とも話す機会が無いので、いきっかけになっていると感じています。少しですが明るくなったようにも思えます。
- 最初から最後まで、本人が1人で参加できました。1人でやる気になり、最後までやりきったことが、親としてすごく嬉しいです。



保護者



スタッフ

- 初めは、チャットのみでの参加でしたが、スタッフとの関係がくれたことにより、音声で参加することができるようになりました。
- アクティビティ（チョコレートプログラム）では、「今、バターとチョコを湯煎しているところ」「今型に流し込んでいるところ」というチャットの実況中継から、真剣に作っている様子が画面越しに伝わってきました。
- 最後の終わりの時間が来ても退室せず、まだ名残惜しそうに話をしていたり、「また、明日～！」と元気に挨拶をしていたりしました。
- 「画面共有していいですか？」「では、画面共有終わります」など、きちんとみんなに伝えながら進める姿に、みんなの場の過ごし方を丁寧に考えていることを感じ、感心しました。
- チャットで住んでいる地域について伝え合い、互いに歩み寄るきっかけになりました。

今年度も本事業を実施します。詳細については「オリナスonline」のチラシをご覧ください。

# オリナスonline 参加申込書(学校作成用)

※は、必須事項

## ○学校に関わる情報

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 学校名 ※                       |  |
| 学校電話番号 ※                    |  |
| 学校メールアドレス ※                 |  |
| 問合せ窓口 ※<br>(担任等氏名)          |  |
| 学校からお伝えしたいことがあれば自由に書いてください。 |  |

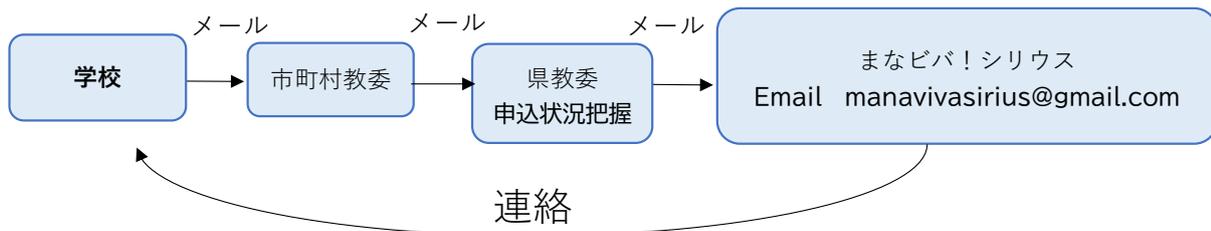
## ○児童生徒や保護者に関わる情報

|                     |  |
|---------------------|--|
| ふりがな ※              |  |
| 児童生徒氏名 ※            |  |
| 学年 ※<br>(リストから選択)   |  |
| 使用予定の機器             |  |
| 保護者氏名 ※             |  |
| 家庭連絡用 ※<br>メールアドレス等 |  |

<申込の流れ> R5年度は、シリウスのホームページからも申込ができるようになりました。

### ・学校が窓口になる場合

学校が申込書を作成



### ・まなびば!シリウスが窓口になる場合

保護者がシリウスのホームページから申込

